「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン~豆腐・油揚製造業~」の改正案 新旧対照表

改正案	現行
食品製造業・小売業の適正取引推進	食品製造業・小売業の適正取引推進
ガイドライン	ガイドライン
~豆腐・油揚製造業~	~豆腐・油揚製造業~
平成29年3月 <u>策定</u>	平成29年3月
平成31年3月改定	
農林水産省	農林水産省
食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン
~豆腐・油揚製造業~	~豆腐・油揚製造業~
目 次	目 次
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について	第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について
1~11 (略)	1~11 (略)
12. その他留意すべき事項 24	
$(1) \sim (4)$ (略)	(1) ~ (4) (略)

改正案	現行
(5) 契約条件の明確化と書面交付27	
<u>(6) 事業継続に向けた取組27</u>	
(7) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善 27	(新設)
(8) 自然現象による災害等への対応に係る留意点 28	(新設)
第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組 29	第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組 27
1. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必	1. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必
要	要
2. 受注側における適正取引推進ガイドラインの活用 <u>29</u>	2. 受注側における適正取引推進ガイドラインの活用 <u>27</u>
3. 活用パターン	3. 活用パターン
参考資料	参考資料
(1) 下請かけこみ寺事業について	(1)下請かけこみ寺事業について <u>29</u>
(2) 下請代金支払遅延等防止法上の親事業者の義務・禁止行為	(2)下請代金支払遅延等防止法上の親事業者の義務・禁止行為
(3)「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正につ	(3)「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正につ
いて	いて <u>32</u>
(4)「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基	(4)「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基
準」の改正、「下請代金の支払手段について」の見直し. <u>34</u>	準」の改正、「下請代金の支払手段について」の見直し. <u>32</u>
(5)「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(概要及びべ	(5)「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(概要及びべ
ストプラクティス)	ストプラクティス)
(6)独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取	(6)独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取

改正案	
引における不公正な取引方法」...........	34
(7) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者と	の取
引における不公正な取引方法」ガイドブック	<u>36</u>
(8)消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン	<u>37</u>

第1章 適正取引推進ガイドラインの概要について

- 1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的
- (1) 適正取引推進ガイドライン策定の背景
- ① 中小企業の活性化のための下請適正取引等の推進の必要性日本経済を持続的な成長軌道に乗せていくためには、下請などの中小企業の取引条件を改善していくことが重要との観点から、政府では、平成27年末から「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を設置し、大規模な実態調査やきめ細かい聞き取り調査を行ってきた。また、平成29年8月には、取引条件改善に加え、最低賃金引上げ、長時間労働の是正、生産性向上、人手不足等、中小企業・小規模事業者が抱える諸課題の実態を把握し、対応策を検討するため、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」を立ち上げ、「下請代金支払遅延等防止法」(以下「下請法」という。)、運用基準の周知・広報や自主行動計画の実施状況に関するフォローアップ調査などの取組について議論を行ってきたと

現行

第1章 適正取引推進ガイドラインの概要について

- 1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的
- (1) 適正取引推進ガイドライン策定の背景
- ① 中小企業の活性化のための下請適正取引等の推進の必要性日本経済を持続的な成長軌道に乗せていくためには、下請などの中小企業の取引条件を改善していくことが重要との観点から、政府では、平成27年末から「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を設置し、大規模な実態調査やきめ細かい聞き取り調査を行ってきた。これらを通じて明らかになった課題に基づき、業種横断的に、①下請代金支払遅延等防止法の運用基準に原価低減要請や金型保管に関する違反事例を追加、②下請中小企業振興法の振興基準を改正し、親事業者に対して労務費の上昇分に対する考慮等の要請の実施、③手形に関する中小企業庁と公正取引委員会の通達を50年ぶりに見直し、現金払いの原則、手形の支払期間の短縮等の要請の実施などの取組が行われているところである。

ころである。

これらを通じて明らかになった課題に基づき、平成30年12月28日付け経済産業省告示第258号により、下請中小企業振興法の振興基準が改正され、①大企業間取引分の支払条件の見直し(手形等のサイト短縮や現金払い化等)、②「働き方改革」への対応、③「事業承継」への対応、④「天災等」への対応等が求められているところである。

② 豆腐・油揚製造業取引実態調査結果を踏まえた取引慣行是正の必要性

個別の業種については、これまで16業種を対象に下請適正 取引等の推進のためのガイドラインが策定されているが、食品 製造業や小売業に関するものは策定されていない。

食品製造業は、消費者への食料の安定供給に重要な役割を担うとともに、豊かな食生活に不可欠な様々な加工食品を扱っており、商品構成も極めて多様である。また、複雑化、多様化する利用者ニーズに応えるため、多様な経営努力がなされている。

また、小売業においても、人口減少・高齢化が進む中、調達から物流、販売まであらゆる段階で効率化を図るとともに、品質や提供の仕方による販売力の強化、他店との差別化により顧客に支持される品揃えなど、多様な経営努力がなされている。

② 豆腐・油揚製造業取引実態調査結果を踏まえた取引慣行是正の必要性

個別の業種については、これまで16業種を対象に下請適正 取引等の推進のためのガイドラインが策定されているが、食品 製造業や小売業に関するものは策定されていない。

食品製造業は、消費者への食料の安定供給に重要な役割を担 うとともに、豊かな食生活に不可欠な様々な加工食品を扱って おり、商品構成も極めて多様である。また、複雑化、多様化す る利用者ニーズに応えるため、多様な経営努力がなされてい る。

また、小売業においても、人口減少・高齢化が進む中、調達から物流、販売まであらゆる段階で効率化を図るとともに、品質や提供の仕方による販売力の強化、他店との差別化により顧客に支持される品揃えなど、多様な経営努力がなされている。

こうした中、加工食品の中でも、いわゆる日配品で日持ちがせず、店頭での特売の対象となりやすい豆腐・油揚製造業(以下「豆腐製造業」という。)に着目し、納品先であるスーパーやドラッグストア等との取引について実態調査を行ったところ(アンケート回答企業数 145 社、ヒアリング実施企業数 18社)、豆腐製造業者と小売業者との間における取引慣行の実態が明らかになった。この中には、必ずしも各種法令に即した取引ルールにより取引を行っているわけではなく、長年の取引慣行だからという理由で、法令違反のおそれのある取引を繰り返している例も存在する。

こうした取引慣行は、製造業者の経営努力、創意工夫、技術力向上等の意欲を削ぎ、食品製造業の付加価値を生み出すインセンティブを低減させ、その結果、最終製品の高付加価値化や競争力にも悪影響を及ぼす懸念がある。また、小売業者としても、不適正な取引の継続によって製造業者に負荷をかけ続けることは、中長期的に見ると安定的な取引など多方面に悪影響を及ぼす懸念がある。

こうした豆腐製造業に関する望ましくない取引慣行の背景には、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下「独占禁止法」という。)及び<u>下請法</u>に対する理解や対応が十分でないなど、法令に即した基本的な取引ルールが浸透していないことにも原因がある。

こうした中、加工食品の中でも、いわゆる日配品で日持ちがせず、店頭での特売の対象となりやすい豆腐・油揚製造業(以下「豆腐製造業」という。)に着目し、納品先であるスーパーやドラッグストア等との取引について実態調査を行ったところ(アンケート回答企業数 145 社、ヒアリング実施企業数 18社)、豆腐製造業者と小売業者との間における取引慣行の実態が明らかになった。この中には、必ずしも各種法令に即した取引ルールにより取引を行っているわけではなく、長年の取引慣行だからという理由で、法令違反のおそれのある取引を繰り返している例も存在する。

こうした取引慣行は、製造業者の経営努力、創意工夫、技術力向上等の意欲を削ぎ、食品製造業の付加価値を生み出すインセンティブを低減させ、その結果、最終製品の高付加価値化や競争力にも悪影響を及ぼす懸念がある。また、小売業者としても、不適正な取引の継続によって製造業者に負荷をかけ続けることは、中長期的に見ると安定的な取引など多方面に悪影響を及ぼす懸念がある。

こうした豆腐製造業に関する望ましくない取引慣行の背景には、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下「独占禁止法」という。)及び「下請代金支払遅延等防止法」 (以下「下請法」という。)に対する理解や対応が十分でないなど、法令に即した基本的な取引ルールが浸透していないこと このため、独占禁止法及び下請法の法令遵守を徹底し、健全な取引慣行に是正し、豆腐製造業における中小企業の能力を十分に引き出していくとともに、合理的根拠のない価格決定や不利な取引条件の一方的な押付けなどの取引慣行を改善するための取組を、小売業者及び豆腐製造業者双方に浸透させていく必要がある。

今回のガイドライン策定に当たっては、小売業では、法令遵守の下、企業努力により顧客ニーズに沿った商品提供の実現を目指す企業が大半を占める中で、一部の企業が不適正な取引を行っているとの実状を踏まえ、全国スーパーマーケット協会、日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会、日本チェーンドラッグストア協会(団体名:五十音順)といった業界団体のご協力の下、豆腐製造業における特徴的な問題や望ましい取引実例(ベストプラクティス)を整理したところである。

なお、小売業界では、本ガイドラインの策定を受け、平成30 年2月以降、関係業界への適正取引の浸透等を目的とした「自 主行動計画」を策定しており、本ガイドラインに加えて、自主 行動計画に基づき、小売業者が主体的に法令を遵守し、適正取 引を行っていくことで、食品製造業と小売業の取引環境が改善 していくことが期待される。 にも原因がある。

このため、独占禁止法及び下請法の法令遵守を徹底し、健全な取引慣行に是正し、豆腐製造業における中小企業の能力を十分に引き出していくとともに、合理的根拠のない価格決定や不利な取引条件の一方的な押付けなどの取引慣行を改善するための取組を、小売業者及び豆腐製造業者双方に浸透させていく必要がある。

なお、今回のガイドライン策定に当たっては、小売業では、 法令遵守の下、企業努力により顧客ニーズに沿った商品提供の 実現を目指す企業が大半を占める中で、一部の企業が不適正な 取引を行っているとの実状を踏まえ、新日本スーパーマーケッ ト協会、日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協 会、日本チェーンドラッグストア協会(団体名:五十音順)と いった業界団体のご協力の下、豆腐製造業における特徴的な問 題や望ましい取引実例(ベストプラクティス)を整理したとこ ろである。
 改正案
 現行

 (2) (略)
 (2) (略)

 2 (略)
 2 (略)

第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

1~11 (略)

12. その他留意すべき事項

(1) 支払方法の留意点

下請法又は下請中小企業振興法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の支払は現金によることが原則である。加えて、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。

一方、手形による支払も認められているが、著しく長いサイト(取引代金の締日から支払までの期間)の手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法第4条第2項第2号により禁止されている。 平成28年12月に発出された「下請代金の支払手段について」 (平成28年12月14日 20161207中第1号 公取企第140号 第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

1~11 (略)

12. その他留意すべき事項

(1) 支払方法の留意点

下請法又は下請中小企業振興法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の支払は現金によることが原則である。加えて、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。

一方、手形による支払も認められているが、著しく長いサイト(取引代金の締日から支払までの期間)の手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法第4条第2項第2号により禁止されている。 平成28年12月に発出された「下請代金の支払手段について」 (平成28年12月14日 20161207中第1号 公取企第140号

改正案	現行

中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長)では、手形サイトは120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう定められているので、留意が必要である。

また、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し(手形等のサイト短縮や現金払い化等)などを進めることが望ましい。

 $(2) \sim (4)$ (略)

(5) 契約条件の明確化と書面交付

親事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、下請事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、運送費や保管費等の付随費用、支払手段、支払期日などの契約条件について、書面等による明示、交付を徹底する必要がある。

中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長)では、手形サイトは120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう定められているので、留意が必要である。

 $(2) \sim (4)$ (略)

(新設)

改正案	現行
(6) 事業継続に向けた取組	_(新設)_
親事業者は、下請事業者の事業承継の意向や状況の把握に努	
め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて	
計画的な事業承継の準備を促すなど、事業継続に向けた積極的	
な役割を果たすものとする。具体的には、下請事業者と対話し	
た上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改	
<u>善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うこと</u>	
が望ましい。	
(7) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善	
① 親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定	
の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、	
これらに伴う割増賃金の未払いなど、労働基準関連法令に違反	
するようなことのないよう、十分に配慮する必要がある。	
② 親事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様	
変更などを行う場合には、下請事業者が支払うこととなる残業	
代等の増大コストを負担する必要がある。	
③ 大企業・親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄	
せなどの影響も懸念される中、親事業者は、下請事業者の人	
員、業務量の状況を可能な限り把握することに努め、以下に掲	

改正案	現行
げる行為をはじめ、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益	
となるような取引や要請は行わないよう留意する必要がある。	
[親事業者による下請事業者へのしわ寄せや不利益となる事例]	
・ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更	
・ 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減	
<u>a</u>	
・ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制	
不備に起因した受領拒否や支払遅延	
・ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適	
正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請	
・ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や	
欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を	
伴わない多頻度小口配送	
・ 納期や工期の過度な特定時期への集中	
(8) 自然現象による災害等への対応に係る留意点	
① 自然現象による災害等への備えに係る留意点	
親事業者と下請事業者は、自然災害による災害等(以下「天	
災等」という。) の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーン	
が寸断されることのないよう、連携して事業継続計画(BC	
P:自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計	

改正案	現行
画)の策定や事業継続マネジメント(BCM:BCP等の実効	
性を高めるための平常時からのマネジメント活動)を実施する	
ことが望ましい。	
② 天災等が発生した場合に係る留意点	
ア 下請事業者が留意する事項	
・ 天災等、親事業者、下請事業者双方の責めに帰すことが	
できないものにより、被害が生じた場合には、下請事業者	
は、その事実の発生後、速やかに親事業者に通知するよう	
<u>努めること。</u>	
<u>イ 親事業者が留意する事項</u>	
・ 天災等による下請事業者の被害状況を確認しつつ、下請	
事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう	
十分に留意すること。	
・ 天災等によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を	
維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を	
支援するとともに従来の取引関係を継続し、あるいは優先	
的に発注を行うよう配慮すること。_	
第3章 (略)	第3章 (略)

改正案	現行
参考資料	参考資料
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
(4)「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基	(4)「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基
準」の改正、「下請代金の支払手段について」の見直し	準」の改正、「下請代金の支払手段について」の見直し
経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件	経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件
を改善していくことが重要との観点から、以下の下請中小企業振	を改善していくことが重要との観点から、以下の下請中小企業振
興法に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段についての通	興法に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段についての通
達の見直しを行いました。	達の見直しを行いました。
① 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基	① 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基
準」(平成 30 年 12 月 28 日経済産業省告示第 258 号)	準」(<u>平成 28 年 12 月 14 日経済産業省告示第 290 号</u>)
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/	
shinkoukijyun.htm	
② 「下請代金の支払手段について」(平成28年12月14日	② 「下請代金の支払手段について」(平成28年12月14日
20161207 中第 1 号 公取企第 140 号 中小企業庁長官 公正取	20161207 中第 1 号 公取企第 140 号 中小企業庁長官 公正取
引委員会事務総長)	引委員会事務総長)
http://www.meti.go.jp/press/2016/12/20161214002/	http://www.meti.go.jp/press/2016/12/20161214002/
20161214002. html	20161214002. html
(5) ~ (8) (略)	(5) ~ (8) (略)